○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県杵島郡大町町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び大町町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市岩戸町字小原七の一、八、一七の一、一七の二、字植田一四の一、字大久後一六、三七、三八、字西野下一、二、六、生平町字坂森ケ入六、七、一〇、一一、字蛇ケ入三、五、八、九、二六、字バラ坪八の二、一八、才栗町字入四七、五四、字神子田一九の二、二八の一、字昼場見一の一、一の三から一の七まで、九の一から九の三まで、字神明田一の六、一の七、一の九、一の一〇、一の一二、一の一九、八の三から八の六まで、八の八から八の一〇まで、一七の一、一七の七、一七の八、二六の一、二六の六、字三角畑一五の一、一五の二、一五の六、字切山一三の二、一三の三、一四、一五の二、一九の二、二八、二九の二、三〇の二、三三の二、三四の二、三五の二、三八の二、四一、四五の二、四七、字榎沢二の一、二二の一、字保呂谷二、字柿之内二一の二、二二から二五まで、字中林一、字左世保田四の五、字流石一の一から一の九まで、一の一二、一の二九、字袈裟掛七、一〇、一二、一五、二五、字白畑三九、字松名木一、二五、字下屋敷四四、字野田一八、茅原沢町字家下三九の一、字松元四の一、一〇の一、字裏田一二の一、一六の一、二六の一、字道々五二の四、六八の一、字松下一〇、二九の二、二九の五、二九の六、二九の八、字上平二六の一二、二七の二、字炭竈八、米河内町字三千石四四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛媛県上浮穴郡久万高原町東川二七二〇、三〇六〇、三七九四、三七九九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛媛県東温市井内字カクレヤシキ乙一一一の二、乙一一一の四、乙一二一、字シモダバ山根乙一一九の一、字シモダバ乙一二〇の一、乙一二〇の二、河之内字城ノ岸乙二〇七〇の一、乙二〇七〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カクレヤシキ乙一一一の二・乙一二一・字シモダバ山根乙一一九の一・字シモダバ乙一二〇の一・字城ノ岸乙二〇七〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　福岡県うきは市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福岡県うきは市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、うきは市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備